



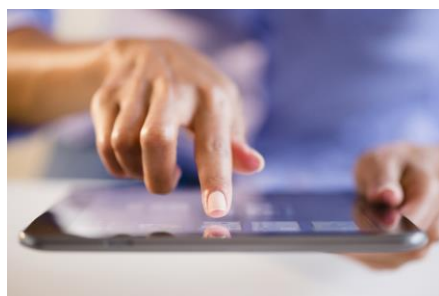
当ニュースレターでは直近の法改正や新政令・通達及び、税務・税関当局から直近で発行されたオフィシャルレターによる税務見解をダイジェストでご紹介させていただきます。

今回のニュースレターのテーマは以下の通りです。

1. 税務管理
2. 法人税（CIT）
3. 間接税
4. 個人所得税（PIT）
5. 外国契約者税（FCWT）
6. トレード及び税関

※当資料は弊社によるニュースレターの要約版となります。詳細につきましては英語版又はベトナム語版の添付ニュースレターをご参照ください。

税務管理



ガイダンス

電子商取引及びデジタルプラットフォームベースの事業活動に対する徴税管理の強化

2022年10月1日、首相は、電子商取引及びデジタルプラットフォームの事業活動に対する徴税管理のパフォーマンスを向上させる為に、Dispatch No. 889/CD-TTgを発行しました。主な情報は以下の通りとなります。

- ベトナム国家銀行は、税務管理法に基づき、電子商取引活動からベトナムを源泉とする収入を得ている海外の組織や個人に代わり、商業銀行及び金融機関と調整し、源泉徴収及び納税を行う責任を負っている。
- 法務省は、Official Letter No. 126/2020/ND-CPのいくつかの条項を修正・補足する政令草案について早急にコメントを出す。

注：2022年10月19日に発行された Dispatch No. 889/CD-TTgに関する税務アラートもご参照ください。

(首相官報発行の2022年10月1日付 Dispatch No. 889/CD-TTg)

Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



法人税 (CIT)



ガイダンス

取引活動からの収入は法人税の優遇措置の対象とはなりません

企業が、現在法人税(「CIT」)の優遇措置を享受している投資プロジェクトに関連しない取引活動を行っており、かつ増資や資産拡大を目的とした投資活動をしない場合、当該取引活動からの収入はCIT優遇措置の適用対象とはなりません。

(税務総局発行の2022年8月9日付
Official Letter No.2910/TCT-CS)

アウトソーシングを行った後に完成した製品における販売収入は、法人税の優遇措置を受ける権利があります

顧客から要求された製品の加工中に、企業が他の工業団地にある企業と契約し、材料を供給、特定のプロセスを実行、品質チェックを実施し、処理された加工材料を返送して、当該企業が製品を完成させる場合、そのような活動は商業加工取引と見なされません。

アウトソーシング及び商品検査から生じる費用は、企業の生産活動にかかる費用であります。従って、企業の処理及び検査活動から生じた全ての収入は、優遇対象となっている地域に基づいてCIT優遇を受ける権利があります。企業は、税制上の優遇措置の条件、優遇税率、免税、減額期間を自己決定し、規制に基づいて税務当局に申告する必要があります。

(バクザン省税務局発行の2022年10月12日付
Official Letter No.6089/CTBGI-TTHT)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

間接税

ガイダンス

輸出加工区で行われる仲介サービスの付加価値税率

企業がベトナムの輸出加工区に所在する顧客に仲介サービスを提供し、そのサービスが輸出加工区内で実行及び消費される場合(すなわち、輸出サービス)、規制に基づいて輸出サービスの十分な契約及び銀行支払いパウチャーによってサポートされていれば、その後、企業は0%のVATで、VATインボイスを発行できます。

企業が国内企業及び外国企業に仲介サービスを提供し、そのサービスがベトナムで実行及び消費される場合、企業は10%のVATでVATインボイスを発行する必要があります。

(ハノイ税務局発行の2022年9月23日付 Official Letter No.46742/CTHN-TTHT)

税制上の閉鎖手続きをまだ完了していない、一時的に停止された事業のインボイス発行

企業の請負業者が一時的に事業を停止し、税制上の閉鎖手続きをまだ完了していないが、税務当局に事業停止が通知された日以前に署名された契約を実行するために顧客にインボイスを発行する必要がある場合、請負業者は発生時に税務当局の識別コードを記載した電子請求書を発行する必要があります。

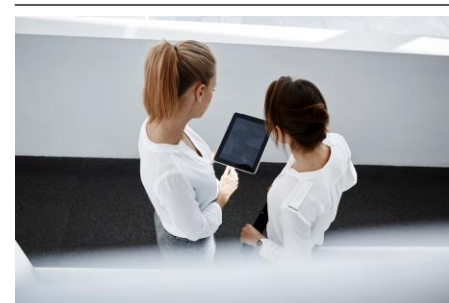
請負業者は、Official Letter No. 123/2020 / ND-CPに添付された附属書IAのフォームNo.06 / DN-PSDTに基づき、税務当局の識別コードを含む電子インボイスを発行するリクエストを提出する必要があります。

(ハノイ税務局発行の2022年9月26日付 Official Letter No.46904/CTHN-TTHT)

独立支店から本社に資産を譲渡する場合のインボイス発行・申告

ある会社の独立支店が資産、工具、商品を本社に譲渡する場合、支店は規制に基づいてVATインボイスを発行し、VATを申告・納付する必要があります。

(バクニン省税務局発行の2022年10月4日付 Official Letter No.3238/CTBNI-TTHT)

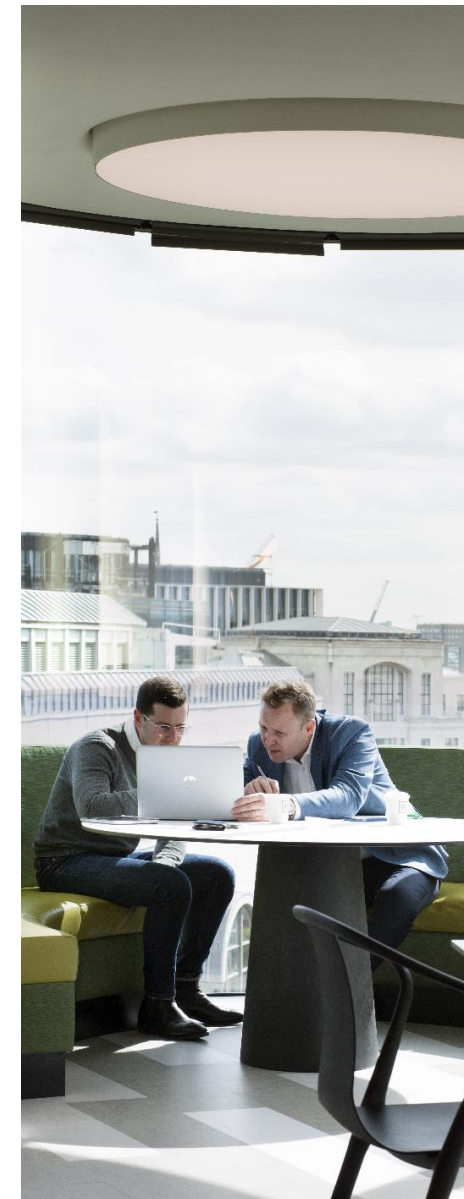


Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



個人所得税(PIT)



ガイダンス

パソコンから自ら印刷した個人所得税の源泉徴収票を使用した登録

電子個人所得税(「PIT」)源泉徴収文書がまだ展開されていない間、組織(税務当局を含む)は、自らPIT源泉徴収バウチャーを発行して使用することができます。

2022年7月1日以降、税務当局は税務当局が印刷したPIT源泉徴収バウチャーの販売を停止しています。ただし、まだ利用可能なPIT源泉徴収バウチャーを購入した場合は、引き続き使用できます。

(ハノイ税務局発行の2022年9月13日付
Official Letter No.45085/CTHN-TTHT
号)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

外国契約者税 (FCWT)



ガイダンス

税務登録された外国事業者に対する 外国契約者税の申告

外国事業者が通達第80/2021 / TT-BTC号の第76条、第77条、第78条、第79条の規定に基づいて、ベトナムで税務登録、税務申告、直接納税を行っている場合、これらの外国事業者のサービスを使用する組織は、外国事業者に代わって申告、源泉徴収、及び税金を支払う必要はありません。

(ハノイ税務局発行の2022年9月9日付
Official Letter No.44297/CTHN-TTHT)

設備の調達、建設、設置による所得 にかかる外国契約者税

外国の下請け業者が機器の調達、建設、設置サービスの契約を締結し、ベトナムの外国契約者にそのようなサービスを提供した場合、ベトナムの外国の下請け業者が得た収入は外国契約者税の対象となります。

外国の下請け業者が規制されている税務当局への直接税登録及び申告の要件を満たしている場合、外国契約者は外国の下請業者に代わって申告・納税する必要はありません。要件が満たされていない場合、外国契約者は、外国の下請業者が受け取った総所得に対し、外国の下請業者者に代わって税金を申告し、支払う責任があります。

(バクニン税務局発行の2022年10月5日
付Official Letter No.3330/CTBNI-TTHT号)

Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



トレード及び税関



ガイダンス

輸出加工企業の設立許可を付与する際に、税関監督条件を考慮しない点について

投資登録証明書の発行前に投資登録機関は輸出加工企業（以下、「EPE」）およびその支店（ある場合）が、政府発行の2022年3月28日付政令第35/2022/ND-CP号に規定される税関監督要件に満たしているかに関して税関当局に相談することはありません。

税関当局はEPEが正式に操業を開始する前に、税関監督要件を満たす可能性について検査・認証を行います。EPEに適用される税関監督要件への検査、認証、完了や適用税制に関しては政府発行の2021年3月11日付 *Official Letter* No.18/2021/ND-CP号に基づいて実施されます。

EPEまたはその支店（ある場合）が税関監督要件を満たさない場合、当該EPEを管理する税関当局は投資登録当局にライセンスを修正するように要請します。

(税関総局発行の2022年9月14日付
Official Letter No.3804/TCHQ-GSQL)

EPEに対するカメラシステムによる税関の監督

税関総局は2022年3月2日付のDecision 第247/QD-TCHQ号で規定されたEPEに対するカメラシステムによる税関の監督について通知しました。

これに伴い、地方税関当局は以下を行うこととなります。

- カメラ画像を監視し、不審な活動の兆候を特定すること。
- 不審な活動の兆候が確認された場合、カメラ画像に基づき活動の詳細をチェック・検証すること。

リスク評価指標に基づいて地方税関当局はEPEの監督を毎月ローテーションで実施します。

地方税関当局はEPEの外部委託倉庫を含め、カメラシステムを通じてEPEの活動を監督する計画を実施することとなります。

(税関総局発行の2022年9月20日付
Official Letter No.3877/TCHQ-GSQL)

加工後の完成品をEPEから受け取った場合、輸入関税と10%の付加価値税（VAT）が課されます。

国内企業の場合:

国内企業が加工後の完成品をEPEから受け取った場合、その国内企業は輸入関税と10%のVATを申告・納付しなければなりません。

加工サービスを提供するEPEの場合:

国内企業に対してのEPEのアウトソーシング活動がベトナムにおける販売活動、または販売に関連する活動とみなされた場合、当該EPEはこの加工活動に関する10%のVATを別途計上し、税金を申告・納付しなければなりません。

(税関総局発行の2022年9月14日付
Official Letter No.3805/TCHQ-TXNK)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

トレード及び税関



ガイダンス

EPE製品の国内市場への売却、清算について

EPEは所有資産を国内市場に売却または清算する場合、以下の条件に該当すれば、税関手続きを行う必要がありません。

国内で購入され、税関申告が免除されている製品であること、

また、海外から輸入されたが、輸入時の関税義務および物品管理ポリシーをすでに満たしている製品であること

EPEスキームによる税制優遇措置や管理方法を適用した輸入製品を売却、清算する際の考慮事項について

輸入製品がEPEスキームに従って税制優遇措置や管理方法を適用されている場合、EPEは清算手続きを行う必要があり、以下の方法から選択することになります。

- 製品の使用目的を変更するための通関申告書を提出すること
- また、国内企業に製品を清算する際に、みなし輸出入申告書を提出すること

オフィス内装工事の入札案件における資産の売却・清算について

EPEは請負業者の技術設計書およびその他の関連文書に基づき、輸入税および付加価値税を申告・納付しなければならない。ただし、塗料、接着剤、テープなど、建設工事で使用された消耗品については、輸入税と付加価値税の申告・納付を行う必要がありません。

(税関総局発行の2022年9月29日付
Official Letter No.4067 / TCHQ-TXNK)

輸出製造のために保税倉庫から国内市場に輸入される製品の輸入税と付加価値税の取り扱いについて

税関総局は保税倉庫から国内市場へ移動する製品に伴う輸入税と付加価値税の取り扱いを以下の通り定めています。

- 保税倉庫と国内市場間の製品の売買・交換は、輸出入活動と見なされる。
- 輸出製造のために保税倉庫から国内市場に輸入された製品は
 - ✓ 輸入税が免除され、
 - ✓ VATの課税対象とならない。

(税関総局発行の2022年10月6日付
Official Letter No.4199 / TCHQ-TXNK
及びOfficial Letter No.4200 / TCHQ-TXNK)

新しい規制

原産地証明書のA4用紙への印刷

2022年10月15日より、原産地証明書(以下、C/O)のフォームテンプレートは、商工省の電子C/Oシステム(<https://ecosys.gov.vn>)からダウンロードし、ISO規格に沿ったA4サイズの白紙に印刷することができるようになりました。

オンラインで入手可能なC/Oフォームテンプレートは、D、AANZ、AK、AI、AJ、E、AHK、RCEP、CPTPP、VK、VJ、VC、VN-CUおよびSフォームになります。

過去に商工省から購入した上記のC/Oフォームテンプレートは2023年4月15日まで使用することができます。

(商工省発行の2022年10月10日付
Notification No.257/TB-BCT)

Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

Contact us



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Takaishi Gen
Director, Japanese Services
Group
+84 28 710 14342
gtakaishi@deloitte.com



Harada Junichi
Director, Japanese Services
Group
+84 24 7105 0118
junharada@deloitte.com



Yamamoto Yuya
Senior Manager, Japanese
Services Group
+84 28 710 14194
yyamamoto2@deloitte.com



Nishina Hideaki
Senior Manager, Japanese
Services Group
+84 24 710 50108
hidnishina@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.